

岡崎市 火災予防査察実施要領

岡崎市消防本部

岡崎市火災予防査察実施要領

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市火災予防査察実施要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づく、査察の実施及び書類等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(査察方針)

第2条 消防長は、次に掲げる事項について査察方針を毎年度定めるものとする。

- (1) 査察計画時の留意事項
- (2) 重点項目及び推進方法に関する事項
- (3) その他必要と認めるもの

(査察計画の策定及び報告)

第3条 要綱第9条第1項に定める査察計画は、消防署長、分署長、出張所長（以下「署長等」という。）又は予防課長（以下「課長」という。）が、毎年度4月10日までに、査察計画を前条の査察方針に基づき「査察計画管理表（様式第1号及び第1号（その2））」（以下「管理表」という。）により作成し、消防長に報告するものとする。

(査察員の派遣)

第4条 所属長は、査察を実施するに当たり必要と認める場合は、署長等又は課長に査察員の派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった署長等又は課長は、業務に支障のない限り、査察員を派遣するものとする。

(勧告書)

第5条 要綱第14条第1項に定める勧告書は、次のいずれかに該当する場合に交付するものとする。

- (1) 立入検査結果通知書の交付から3か月以上経過しても改善が認められないもの
- (2) 前号に該当しない場合であっても、査察対象物ごとに用途、建物構造、防火管理等の状況を勘案した上で、消防長又は消防署長が必要と認めるとき。

(改善結果(計画)報告)

第6条 要綱第13条第2項に定める改善結果（計画）報告書の報告期日は、立入検査結果通知書の交付日から起算して、おおむね1か月以内とすること。

2 要綱第14条第2項に定める改善結果（計画）報告書の報告期日は、勧告書の交付日から起算して3か月後の末日とすること。

(特異事項等の報告)

第7条 要綱第18条の報告は、「特異事項等報告書（様式第2号）」によるものとし、消防用設備等又は特殊消防用設備等の事故内容その他消防行政上参考となる事項について行うものとする。

(査察の実施結果報告)

第 8 条 要綱第19条第 3 項の報告は、管理表及び他の消防情報管理システム等で取りまとめ、翌月10日までに消防長に報告するものとする。

(情報の管理等)

第 9 条 要綱第20条における情報の管理方法については、事業所ごとに査察実施上必要な書類を次の図書等の中から編冊し、査察を実施する所属において保存すること。

(1) 防火対象物管理システムで出力される様式

- ア 対象物台帳 敷地情報
- イ 対象物台帳 関係者情報
- ウ 対象物台帳 届出情報
- エ 対象物台帳 特殊施設情報
- オ 対象物台帳 棟情報
- カ 対象物台帳 階別情報
- キ 対象物台帳 消防用設備状況
- ク 対象物台帳 設備点検報告状況
- ケ 対象物台帳 査察状況 / 違反処理履歴

(2) 防火対象物管理システムで出力される様式 (危険物係)

- ア 危険物施設台帳 敷地情報
- イ 危険物施設台帳 施設情報
- ウ 危険物施設台帳 許可履歴情報
- エ 危険物施設台帳 タンク台帳 / 保安監督者状況
- オ 危険物施設台帳 点検検査・査察状況
- カ 危険物施設台帳 届出状況
- キ 危険物施設台帳 申請状況

(3) 立入検査関係

- ア 立入検査結果通知書 (写し)
- イ 改善結果 (計画) 報告書
- ウ 立入検査結果報告書
- エ 勧告書 (写し)
- オ その他査察執務上必要と認められる資料

(4) 防火対象物に係る同意、工事、届出及び資料等

(5) 違反処理に係る文書及び資料等

附 則

この要領は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

[illegible]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第1号(その2)

查 察 計 画 管 理 表

〇〇年度 予防課

管理施設数	年間目標 施設数	実施済 施設数	年間目標 達成率

[illegible]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2 号

年 月 日					
消 防 長 様 所 属 長					
特異事項等報告書					
査察事務において重要又は特異な事項がありましたので、下記により報告します。					
記					
防 火 対 象 物 の 名 称				用 途	項
所 在 地	岡崎市				
防火対象物の構造・規模	建築構造	床面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)	地上階	地 階
	造				
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の状況					
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分ごろ				
発 生 場 所					
概 要 (事故内容 ・ その他)					
作成者 (階級 ・ 氏名)					

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。